

佐賀市下水浄化センター展示品等・サイン設計及び製作業務公募型プロポーザル実施説明書

佐賀市下水浄化センター（以下、「浄化センター」と言う。）は、昭和53年から佐賀市の下水処理施設として稼動してきました。

近年、下水処理における環境共生やバイオマス産業都市さが等の循環型社会への取組が期待されるなか、浄化センターへの関心も高まっており視察や見学の数も増加しています。

このことから、来館者の下水道への理解をさらに深めるとともに、魅力ある浄化センターへイメージアップを図るため、展示とサインのリニューアルを検討しています。

また、浄化センターへの来館者は、小学生、高齢者、自治会、大学、環境・農業NPO、JICA、自治体、メーカー及びコンサルタント等の広範囲にわたっていることから年代や、予備知識を問わず分かりやすく、かつ体験もできる展示へリニューアルする必要があります。

これらを踏まえ、浄化センターの展示品等・サインの設計並び製作業務を委託するものです。

1 業務の概要

(1) 業務名 佐賀市下水浄化センター展示品等・サイン設計及び製作業務委託

(2) 業務の目的

浄化センターのイメージアップ事業の一つとして、管理棟の展示品等及びサインの設計並びに製作業務を委託するに当たり、柔軟かつ高度な発想力や設計・製作能力及び豊富な経験を有する受注者を特定することを目的とする。

(3) 履行期間 契約確定の日から令和2年3月18日まで

(4) 見積上限額 29,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）以内とし、

映像コンテンツ製作費を含むものとする。

(5) 業務の範囲

前項の見積額は、玄関ホール、風除室の展示設計（映像コンテンツ製作費含む）・施工及び施設全体のサイン工事を見積額に含むものとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に定める事項を全て満たす者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。

(1) 提案書提出日において、佐賀市入札参加有資格業者の指名停止措置を受けていない者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(3) 団体又は団体等の役員等が暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等をいう。）に該当する者ではないこと。

(4) 各都道府県及び各市町村の税の未納がない者。

- (5) 契約締結時まで、平成30～32年度佐賀市物品購入等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

3 プロポーザルに関する質問

- (1) 受付期限 令和元年6月6日(木)午後5時必着

- (2) 提出方法

関係書類に関する質問がある場合、質問書(様式1)をファックス又は電子メールで送信すること。送信後速やかに担当課宛に電話連絡をすること。

なお、企画提案書の作成や企画提案の内容に関する相談・質問は受け付けない。

- (3) 回答方法

質問の回答は、全ての質問を取りまとめて、令和元年6月12日(水)までに、上下水道局(以下「局」という。)ホームページに掲載する。

4 参加表明書類の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のプロポーザル参加表明書及び会社概要を提出すること。なお、提出書類はすべてA4サイズ・片面印刷とし、左上一ヶ所ホッチキス留めとする。

- (1) 提出書類

1) プロポーザル参加表明書(様式2)

2) 会社概要(様式3)

- (2) 提出部数 正本1部と副本1部

- (3) 提出期限 令和元年6月19日(水)午後5時必着

- (4) 提出方法 配達記録が残る郵送、又は持参。ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※参加表明書を提出した者について、2 参加資格要件の規定に基づき確認した参加資格の結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

5 企画提案書類の提出

参加表明書類を提出し、参加資格確認結果通知書を受領した者が本プロポーザルの企画提案を行う場合は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出書類

(ア) 企画提案書(任意様式「カラーでも可」)

佐賀市下水浄化センター展示品等・サイン設計及び製作業務委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)を参照し、以下の内容について簡潔に記載すること。それぞれの提案に対し、A3サイズ2ページ以内にまとめること。

a 企画提案①[展示] 佐賀市の下水処理施設の重要性を最大限に引き出すこと。

参考として佐賀市下水浄化センターが取り組んでいる取組は次の通りです。

・下水汚泥の堆肥化(PR活動・NPOとの協同による農家や家庭菜園者への普及活動。)

- ・消化ガスによる発電（施設内で必要な電力の40%を賄う。）
- ・放流水の水質調整（海苔養殖への貢献。）
- ・し尿や地域のバイオマス資源などの活用。
- ・省エネと創エネ（下水処理にかかる使用電力量の削減と、バイオマス資源の活用による消化ガス発電量の増加。）

といった佐賀市下水浄化センターの取組について、国外を含む子供から高齢者すべての来館者の知的好奇心を満たす魅力ある展示レイアウト並びに、映像コンテンツとする展示手法の提案

- b 企画提案②[維持管理] 配置替え・展示替えの容易さ（データの入替え含む。）及びランニングコストの縮減等低コストへの配慮についての提案
 - c 企画提案③[サイン] 施設の特徴を生かしつつ、展示と調和の取れた分かりやすいサイン（見学コースの各行程における説明パネルや位置図、案内板など）の提案
- ※ 各企画提案について、独自の課題を設定した上で、その課題に対する提案とすること。

(イ) 業務実施体制（様式4）

配置予定の技術者氏名及びその技術者の実務経験年数及び職務経歴等を記すること。

(ウ) 業務スケジュール（任意様式）

(エ) 業務実績（様式5）

記載件数は、3件以内とする。また、業務名、業務内容、契約内容が確認できる書類及び展示及びサイン状況が分かる資料（写真、チラシ又はパンフレット等）を添付すること。

(オ) 見積書（様式6）

- a 要求水準書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。
- b 見積は、本実施要領1.(5)に基づき、対象ごとに作成すること。

(2) 提出部数 正本1部と副本12部

(3) 提出期限 令和元年7月10日（水）午後5時必着

- 1) 提出期限までに企画提案書を提出できない場合は、プロポーザル辞退届（様式7）を提出すること。
- 2) 期限までに辞退届の提出がない場合についても、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(4) 提出方法 配達記録が残る郵送、又は持参。

持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

6 審査及び選定方法等

(1) 審査の方法

企画提案書類を提出した者に対し局が組織する審査委員会において、参加表明書類、企画提案書類及び企画提案内容のプレゼンテーションを基に、受注予定者を選定する。

- 1) 実施日 令和元年7月22日（月）

- 2) 時 間 企画提案書類を提出した者に通知する。
- 3) 会 場 佐賀市上下水道局
- 4) 出席者 4名以内（説明者、パソコン等操作者を含む）
- 5) 時 間

(ア) プレゼンテーション（25分以内）

プロジェクターとスクリーンは佐賀市上下水道局のものを使用できるが、使用する場合は事前に連絡すること。

(イ) 企画提案書類の内容に対する質疑応答（15分程度）

(2) 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合でも、「本実施要領」に従い提案書の審査を行う。

(3) 受注予定者の選定方法

- 1) 提出書類及びプレゼンテーションを踏まえて次の評価項目の採点を行い、得点を算出する。

評価項目	評価内容	
1 企画提案①[展示]		35点
2 企画提案② [維持管理]	各企画提案に対し、実現性・的確性・独創性の面から評価	10点
3 企画提案③[サイン]		15点
4 業務実施体制		5点
5 業務スケジュール	業務の実施手順、日程管理の適切さ	5点
6 業務実績	業務実績	5点
7 見積価格	見積金額による評価	10点
8 プレゼンテーション	本業務への取組意欲、質問に対する対応の適切さ	15点
合 計		100点

※実現性：提案内容が理論的に裏付けされており、与条件に合致し実現性のある提案がなされているか。

※的確性：要求水準書及び評価項目等の与条件に対する的確に提案がなされているか。

※独創性：独創的な提案がなされているか。

- 2) 最高得点者を受注予定者として選定する。
- 3) 全ての企画提案提出者について、各審査委員による評価の合計点の平均が60点以上であること。
- 4) 評価点が同点の場合は、審査委員会委員の多数決の上、委員長が最終決定する。

(4) 審査結果の通知

- 1) 局のホームページに公表するとともに、各プレゼンテーション参加者へ文書による通知を行う。

- 2) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないので、了承した上で参加すること。
- (5) プレゼンテーション辞退届（様式8）

プロポーザルに参加表明した者が途中で取止める場合は、プレゼンテーション参加辞退届を担当課に持参又は郵送により提出すること。

7 契約の締結の手続き

受注予定者が本プロポーザルで示した企画提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結するものとする。

また、辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点の者と同様の手続きを行うものとする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格の要件を満たさない場合

9 その他

- (1) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (2) 企画提案書の作成、プレゼンテーションへの参加等、本プロポーザルに要する経費は全て参加者の負担とする。

10 公募型プロポーザルのスケジュール

令和元年5月30日（木）公募案内の公表（局のホームページ）
令和元年6月6日（木）質問受付期限
令和元年6月12日（水）質問回答（局のホームページ）
令和元年6月19日（水）参加表明書類提出期限
令和元年7月10日（水）企画提案書類の提出期限
令和元年7月22日（月）企画提案書類のプレゼンテーションの実施
令和元年7月26日（金）審査結果の通知（予定）

11 審査書類等提出先及び問合せ先（担当課）

〒840-0036
佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地
下水プロジェクト推進部 下水道施設課 整備係
電話 0952-22-0181
FAX 0952-28-4562
E-mail gesushisetsu.sui@city.saga.lg.jp